

狂牛病（BSE）に係る主な経緯と対策の概要 （医薬品・医療用具等及び献血関係）

昭和61年 ～平成6年	英国で、大量のBSE感染ウシが発見される(昭和59年に初めて診断され、平成2年～平成6年の間に約15万頭)
平成8年 3月	英国農業大臣諮問機関 3月20日 vCJDの患者10人がBSE牛との接触と関連している可能性が高いとの声明
平成8年 4月	WHO専門家 4月2, 3日 BSE感染リスク低減の提言
	医薬品・医療用具等: 4月10日(英国産原料の禁止) (1) 英国産のウシ等由来原料(羊毛及びラノリン等羊毛由来物を除く。)の医薬品・医療用具等(医薬品、医療用具、医薬部外品及び化粧品)への使用の禁止 (2) 英国産以外のウシ等由来原料を医薬品・医療用具等に使用する場合は、BSE発生群と関係のないウシ等に由来するものに限定
平成11年 2月	血液: 2月19日 CJD特別部会(平成10年12月22日、平成11年1月19日)の審議を経て、供血者がCJDを発症したことが供血後に判明した場合には、それが明らかに古典的CJDである場合を除き、関連する血液製剤を念のため回収するよう指示
平成11年 8月	米国FDA 英国滞在6ヶ月(昭和61年～平成8年)の者の献血禁止措置を発表
平成12年 1月	血液: 1月13日 英国滞在通算6ヶ月以上(昭和61年～平成8年)の者の献血禁止
平成12年11月	ドイツ、スペインでの狂牛病の発生
平成12年12月	EU特別農相理事会決議 12月4日 (1) ウシの腸の流通禁止 (2) 当面、動物性飼料(肉骨粉)について、ウシ以外の家畜も含み、全面使用禁止 (3) 未検査の30月齢以上のウシ肉の使用禁止
	医薬品・医療用具等: 12月12日(対象国拡大、地域を限定しない使用禁止部位) (1) BSE発生国又はBSE発生リスクの高い国を原産国とする原料の使用を禁止する。(米国の措置にならい、欧州諸国をBSE感染の恐れがある地域として明確化する。) (2) 上記1の国に限らず、BSEリスクの高いウシ等の部位を使用禁止とする。(現在BSEの発生がないとされている国で生産されるウシ原料であっても、未知のリスクに対応。)
平成13年 1月	米国FDA(諮問委員会) フランス、ポルトガル、アイルランドに通算10年以上滞在した者の献血制限
平成13年 3月	血液: 3月14日 英、仏、アイルランド、ポルトガル、独、西、スイスに、昭和61年から現在まで通算6カ月以上滞在した者からの献血禁止を決定
平成13年 9月	日本での狂牛病の疑いのある牛の報告(9月10日農林水産省発表) 医薬品・医療用具等: 9月19日 (1) 平成12年12月の措置の徹底 (2) 狂牛病サーベイランスでBSE陽性と診断されたウシ由来の原料の使用禁止 (3) 原料となる国内産のウシの飼育過程で動物性飼料(肉骨粉)を使用しないよう指導
	日本での狂牛病の発生の確認(9月22日農林水産省発表)